

個人住民税の特別徴収（事業主による徴収）実施のお願い

平素は、税務行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、奈良県全体として個人住民税（市民税＋県民税）の特別徴収（給与天引き）実施が推進されているところであり、宇陀市におきましても、地方税法に基づいた適切な課税と徴収を行うという趣旨のもと、特別徴収の実施を事業主の皆さまに働きかけています。つきましては、下記「個人住民税の特別徴収のご案内」のとおり、事業主の皆さまにおかれましては、その趣旨をご理解いただき、適正な特別徴収の実施をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収のご案内

○ 個人住民税の特別徴収とは

給与支払者（事業主）が毎月、給与所得者（従業員）に支払う給与から個人住民税を引き落とし、宇陀市に納入していただく制度のことです。詳しくは、次ページ「特別徴収の手順はどのように行えばよいですか」を参照してください。

○ 地方税法第 321 条の 3、第 321 条の 4 及び宇陀市税条例 45 条等の定めにより

事業主は原則として、所得税の源泉徴収と同様に、特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収していただくということになっています。

○ 特別徴収の対象となる従業員は

1 月 1 日現在給与の支払いを受けている事業主から、4 月 1 日の現況において引き続き給与を受けている人を指します（正規雇用だけでなく、臨時職員、アルバイト等の非正規雇用も含まれます）。特別徴収義務者は、このような従業員から、特別徴収の方法によって個人住民税を徴収しなければなりません。

退職されている人については特別徴収の対象とはなりませんが、退職までの給与の合計金額が 30 万円を超えている場合は、必ず給与支払報告書を提出してください（超えていない人についても提出のご協力をお願いいたします）。

特別徴収に切り替えるとこんなメリットがあります

- 従業員が、納税のために金融機関等に出向く手間を省くことができます。
- 普通徴収（従業員が直接個人住民税を納入）の納期が原則年 4 回であるのに対し、特別徴収は年 12 回なので、従業員の 1 回あたりの負担が少なく済みます。

※ 住民税の特別徴収は、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は、給与支払報告書に基づき宇陀市で行います。従業員ごとの住民税額を宇陀市税務課から通知しますので、その税額を毎月の給料から徴収し、宇陀市へその合算額を翌月 10 日までに納入していただくという流れになります。

法令に基づく適正な特別徴収の
実施をお願いいたします。

個人住民税特別徴収 Q&A

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収しなければならないのですか。

地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している給与支払者（事業主）は、給与所得者（従業員）の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第321条の3、第321条の4及び宇陀市税条例第45条等の規定により）

なお、従業員が常時10名未満の事業主には、申請により納期を年2回とする制度（納期特例）があります。

「原則として特別徴収しなければならない」とのことですが、どういう場合に特別徴収しなくてもよいのですか。アルバイト職員は普通徴収にしたいのですが。

事業主は、以下の条件にあてはまる従業員で、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる場合を除き、特別徴収の方法によって徴収しなければならないこととされています。

①従業員のうち支給期間が1月を超える期間（例：年俸一括払い等）によって定められている給与のみの支払いを受けているもの

②外国航路を航行する船舶の乗務員等で1月を超える期間以上乗船することとなるため、慣行として不定期にその給与の支払を受けているもの

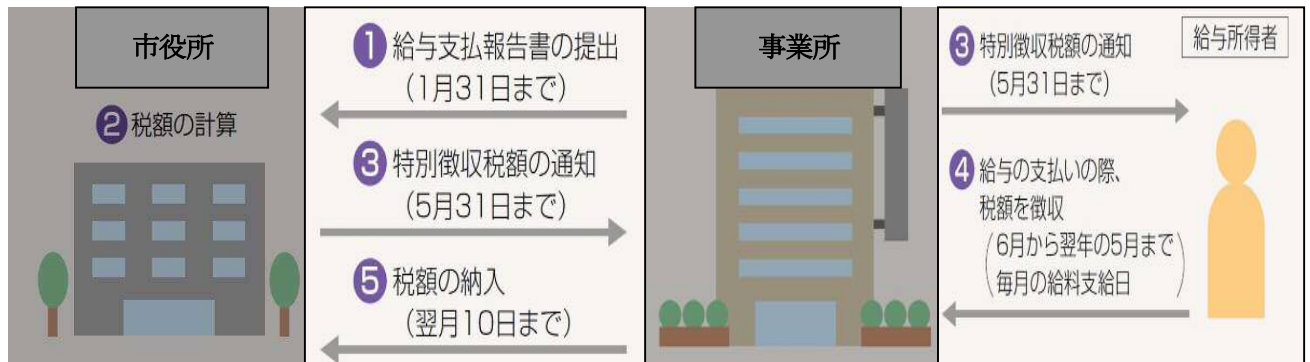
したがって、アルバイト等の非正規職員であっても、特別徴収の方法によって徴収していただく必要があります。

特別徴収の手順はどのように行えばよいですか。

毎年1月31日までに給与支払報告書を宇陀市役所税務課に提出してください。給与支払報告書を提出した者のうち、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合には、4月15日までにその旨を届け出てください。

個人住民税の特別徴収義務者に対して、宇陀市役所税務課から毎年5月31日までに「特別徴収税額の通知書」を送付します。

特別徴収税額の通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収してください。徴収した個人住民税は、翌月の10日までに宇陀市役所（又は金融機関等）に納入してください。



お問い合わせ

宇陀市役所 税務課

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の 3 TEL 0745-82-1306 (直通)